

松原市立中央小学校

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために、本校では、学校教育目標の下、全教職員が家庭や地域とつながり、いじめ防止に努めなければならない。いじめが人権にかかわる重大な問題であるという認識を強く持ち、日ごろから人権を大切にする意識を育て、課題のある児童や支援を要する児童を中心に据えた集団づくりを基盤とした取り組みを進めていかなければならない。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

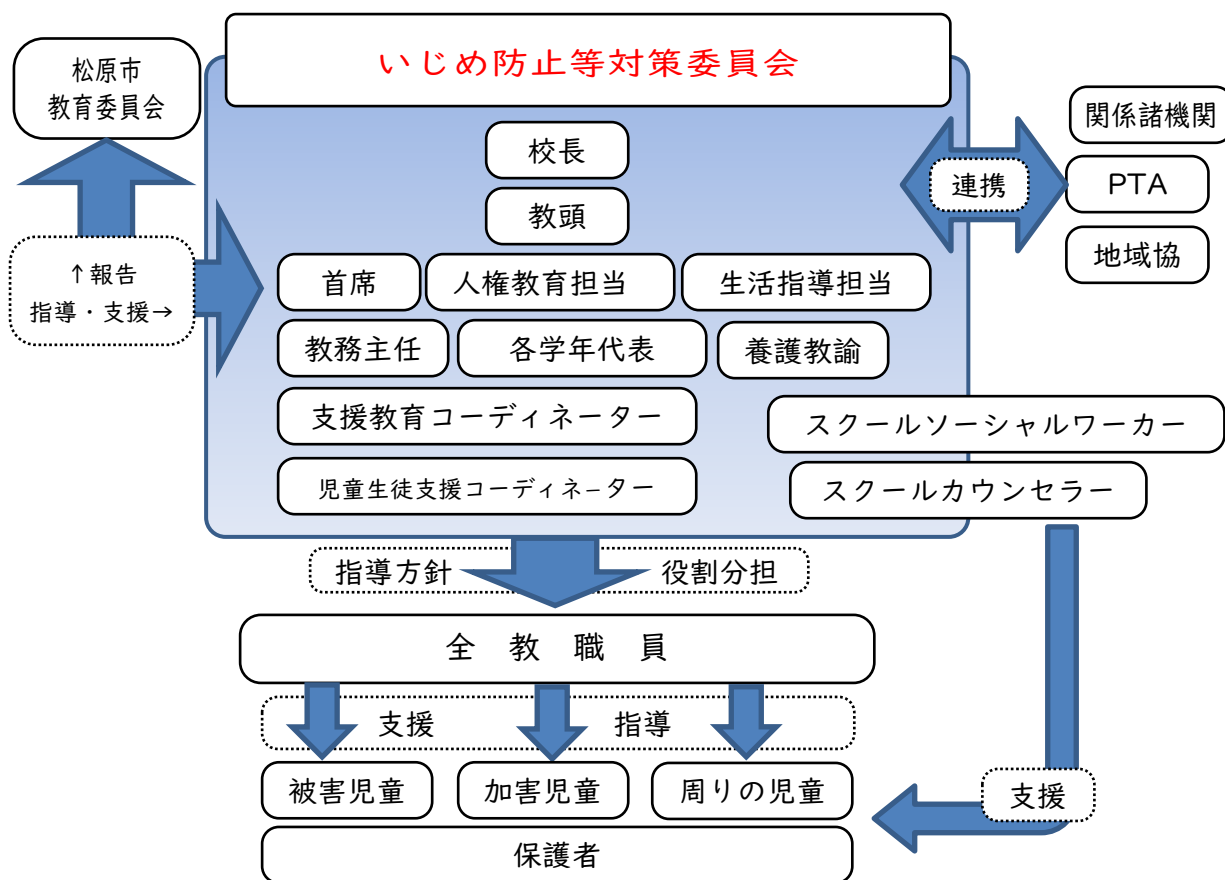
【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織（校内調査組織と兼ねる）



3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神が満ちあふれている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム（家庭や地域との連携も含めたもの）を作成する必要がある。そして、そのとりくみの中で、児童間、児童と教職員間の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。そうすることで、児童の自己有用感を育み、学校全体が、すべての児童にとって、真に安心安全な居場所となりうると考える。

(2) いじめの未然防止、早期発見のためのとりくみ

- ・いじめの認知に向けたアンケートの実施（学期に1回計画）
- ・個々の児童のていねいな内面把握に向けた集団づくりの推進

- ・成長を促す指導の推進
- ・教職員間での情報共有
- ・児童が自己有用感を高めることができるとりくみの設定
- ・保護者、地域との連携

(3) いじめに対する基本的な考え方

被害児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、加害児童がいじめに及んだ原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に重要である。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合もある。よって、いじめた当事者が自身の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。当該児童が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切であるとする。そのためには、必要に応じて関係諸機関との連携も視野にとりこんでいく。

(4) いじめの解消

次の2つの要件が満たされていることをもっていじめ解消の判断とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、いじめ防止等対策委員会が必要に応じ、他の事情も勘案して慎重に判断する。

1. いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続していること。いじめ被害の重大性等を考慮し、より長期間の継続が必要であると判断される場合は、いじめ防止等対策委員会又は、教育委員会の判断により、期間を設定する。

2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及びその保護者との面談等により、児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと確認できたとき。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、学校全体で支援内容や役割分担等、情報の共有を確実にとりくむ。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察し、必要に応じて支援・指導を続ける。

4. いじめ防止等にかかる人権教育年間指導計画

学年	項目	知識的側面	価値的・態度的側面	技能的側面
	主なテーマ			
1年	なかま	・うわさ、きめつけについて ・プライベートゾーン ・多様な性	・みんなだいすき ・保育園交流 ・昔遊び	友だち ・あいさつしよう ・一緒に遊ぼう いろいろな気持ち
2年	家族・地域	・うわさ、かぞくについて ・プライベートゾーン ・多様な性	・校区探検 ・町の仕事、 うちの仕事 ・これまでのわたし、 これからのわたし	友だちになるために ・呼びかけよう名前を 仲間づくり名人になろう
3年	共生	・思い込み、偏見について ・プライベートゾーン ・多様な性	・高齢者福祉 ・障がい者福祉	ふわふわ心を ふわふわ言葉に 友だちのいいところを 見つけ伝え合おう
4年	国際理解	・差別、怒り、つながり、許す ことについて ・プライベートゾーン ・多様な性(第二性徴① LGBTQ+)	・環境学習 ・国際理解学習	上手な頼み方 上手な断り方
5年	仕事に学ぶ 人に学ぶ	・根拠のない決めつけ ・プライベートゾーン ・多様な性(第二性徴②)	・地域の仕事 ・家族の仕事 ・震災学習	対立と向き合う
6年	進路・夢・生き方	・決めつけ、根拠のないこと ・公正、公平について	・自分史学習 ・平和学習 ・差別や偏見について	問題解決するための道筋